

事務連絡
令和5年2月28日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和4年度 病気療養児等に関する実態調査について（依頼）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育を推進しており、各関係機関に御尽力いただいているところです。

ついては、令和4年度における病気療養児等の実態や支援状況等を把握し、今後の施策の参考とするため、別紙1の実施要領により調査を行いますので、御協力をお願いするとともに、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く、以下同じ。）に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別特区法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、依頼等くださるよう併せてお願いいたします。

【方法・締切】

別紙1の実施要領に基づき、令和5年5月15日（月）12時までに文部科学省に必要なデータが全て届くように御対応ください。

※ 教育委員会や学校のデータを取りまとめ、御確認頂いた後、文部科学省に御提出いただくこととなりますので、適切な期限を設定し、御対応くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

特別支援教育課企画調査係 担当：菊地、初山

電話：03-6734-3257

E-mail：kisokan@mext.go.jp